

お客さま各位

株式会社 東日本銀行

「民法改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ」

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社東日本銀行は、2020年4月に施行される民法改正を踏まえ、各種規定等を2020年4月1日(水)から改定いたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 対象規定

普通預金規定	自動継続 期日指定定期預金規定
総合口座取引規定	自由金利型定期預金(M型) I 単利型規定
貯蓄預金規定	自由金利型定期預金(M型) II 複利型規定
決済用普通預金規定	自動継続 自由金利型定期預金(M型) I 単利型規定
納税準備預金規定	自動継続 自由金利型定期預金(M型) II 複利型規定
東日本キャッシュカード規定(個人用)	変動金利定期預金規定 I 単利型規定
東日本キャッシュカード規定(法人用)	変動金利定期預金規定 II 複利型規定
デビットカード規定	自動継続 変動金利定期預金規定 I 単利型規定
振込規定	自動継続 変動金利定期預金規定 II 複利型規定
外貨普通預金規定	自由金利型定期預金(大口定期)規定
外貨定期預金規定	自動継続 自由金利型定期預金(大口定期)規定
当座預金規定(一般当座用)	据置型定期預金規定
当座預金規定(個人当座用)	自動継続 据置型定期預金規定
当座預金規定(専用約束手形口用)	積立定期預金「スウィート」規定
期日指定定期預金規定	通知預金規定
定期積金(スーパー積金)規定	

2. おもな改定内容

- ①預金金利や手数料について、当行ホームページで明示していることを踏まえ、金利等の表示方法に係る文言を変更
- ②成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ③各種規定変更時の周知方法について変更
- ④定期預金について、期日前解約の取扱について明確化

3. 各種規定等の改定部分新旧対照表

普通預金取引規定および期日指定定期預金規定の改定部分新旧対照表は、以下のとおりです。他の各種規定等についても以下の内容と同様の規定の改定・追加を行います。

普通預金取引規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 証券類の取立のため費用を要する場合には、<u>店頭掲示</u>の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 証券類の取立のため費用を要する場合には、<u>当行所定の方法により表示する</u>代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>
<p>6. (利息)</p> <p>この預金の利息は毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日、<u>店頭掲示</u>の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。</p>	<p>6. (利息)</p> <p>この預金の利息は毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日、<u>当行所定の方法により表示する</u>預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。</p>
<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。</p>	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出て下さい。</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。</p>

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(新設)	<p>16. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>

(注) 他の各種規定等についても、上記の内容と同様の規定の改定・追加をおこないます。

期日指定定期預金規定 (新旧対照表)

改定前	改定後
<p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期前に解約する場合、</u>または、第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) 略</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を第6条第1項により満期前に解約する場合には、</u>または、第6条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) 略</p>
<p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店または当行本支店に提出してください。</p> <p>(2) この預金の一部について解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店または当行本支店に提出してください。</p> <p>(略)</p>	<p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を自動解約以外の方法で解約するとき、または、自動継続以外の方法で書替継続するときは、</u>当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店または当行本支店に提出してください。</p> <p><u>(3) この預金の一部について解約するときは、</u>当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店または当行本支店に提出してください。</p> <p>(略)</p>
<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が</p>	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が</p>

<p>開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>13. (規定の変更)</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

(注) 他の定期預金関係預金規定についても、上記の内容と同様の規定の改定・追加をおこないます。

4. 改定日

2020年4月1日(水)

以上